

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年1月11日認可した。

平成25年1月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市塩江町土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上中徳地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大石地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原の内1号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原の内2号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北村地区
高松市多肥土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）南部農道地区